

【平成18年度税制改正】

「産業競争力のための
情報基盤強化税制」について

情報基盤強化税制の目的と特徴

目 的

高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的に国際競争力を強化します。

企業の国際競争力強化

⇒ 部門間・企業間の壁を越えた情報資産の活用により、「世界トップクラスのIT経営」を実現

- (例) ・ 経営資源計画システム (ERP)
・ 供給連鎖管理システム (SCM)
・ 顧客関係管理システム (CRM)

情報セキュリティの確保

⇒ ISO/IEC15408に基づいて評価・認証された製品の活用

特 徴

大企業を含め全ての企業・業種が対象。

中小企業 (資本金 1 億円以下) は、リース投資も税額控除の対象。

税額控除と特別償却が企業の状況に応じ、自由に選択可能。

高度な情報セキュリティを確保するために、ISO/IEC15408に基づき評価・認証された製品の活用。

情報基盤強化税制の制度概要

1. 適用を受けることができる者

青色申告を行う法人または個人事業者等

2. 対象設備

- (1) 基本システム (及び)
OS ([オペレーティングシステム](#)) 【ソフトウェア】
がインストールされた [サーバー](#) 【ハードウェア】
- (2) データベース管理ソフトウェア (及び)
[データベース管理ソフトウェア](#) 【ソフトウェア】
当該データベース管理ソフトウェアの機能を利用する [アプリケーションソフトウェア](#) 【ソフトウェア】
- (3) [ファイアウォール](#) 【ソフトウェア】【ハードウェア】
((1) または (2) と同時に取得されるものに限る)

ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

ISO/IEC15408とは、情報セキュリティの国際標準に基づき、IT製品等が適切に設計され、その設計どおり正しく製品化されているかを検証するための基準を規格化したもので、その評価・認証の効力はCCRA (Common Criteria Recognition Arrangement)加盟国内で相互承認されています。

国際標準ISO/IEC15408で評価・認証された関連製品のリストは、以下のホームページにて公開しています。

http://www.ipa.go.jp/security/jisec/ccra_tax_top.html

3. 税制特例の概要

上記対象設備の基準取得価額に対する税額控除10%又は特別償却50%を選択適用

基準取得価額

税額控除限度額または特別償却限度額の計算の基礎となる価額で、取得価額の70%が基準取得価額となります。

税額控除制度

当期に支払うべき法人税額から一定割合を控除する制度。

【取得の場合】 基準取得価額 × 10%

【リースの場合】 リース費用総額 × 42% × 10%

特別償却制度

対象となる設備等について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の基準取得価額の一定割合相当額を普通償却に加算して償却できる制度。

【取得の場合】 基準取得価額 × 50%

4. 税制適用を受けるための留意点

(1) 取得価額

本税制の適用を受けるためには、当該事業年度において、対象設備等の取得価額の合計額が一定金額以上となる必要があります。

当該事業年度における対象設備の全ての取得価額の合計額であることに留意。

	取得価額（リース費用総額）
資本金10億円超	1億円（ - ）
資本金1億円超 10億円以下	3,000万円（ - ）
資本金1億円以下	300万円（ 420万円 ）

* 個人事業者は資本金1億円以下の法人と同様。

(2) リース税額控除について

対象事業者.....資本金1億円以下の法人または個人事業者等

対象リース資産.....リース契約期間が4年以上、かつ、
リース資産の耐用年数以下

【計算式】（減税額）

例) サーバーを18年6月より年間リース費用600万円で5年間リースした場合

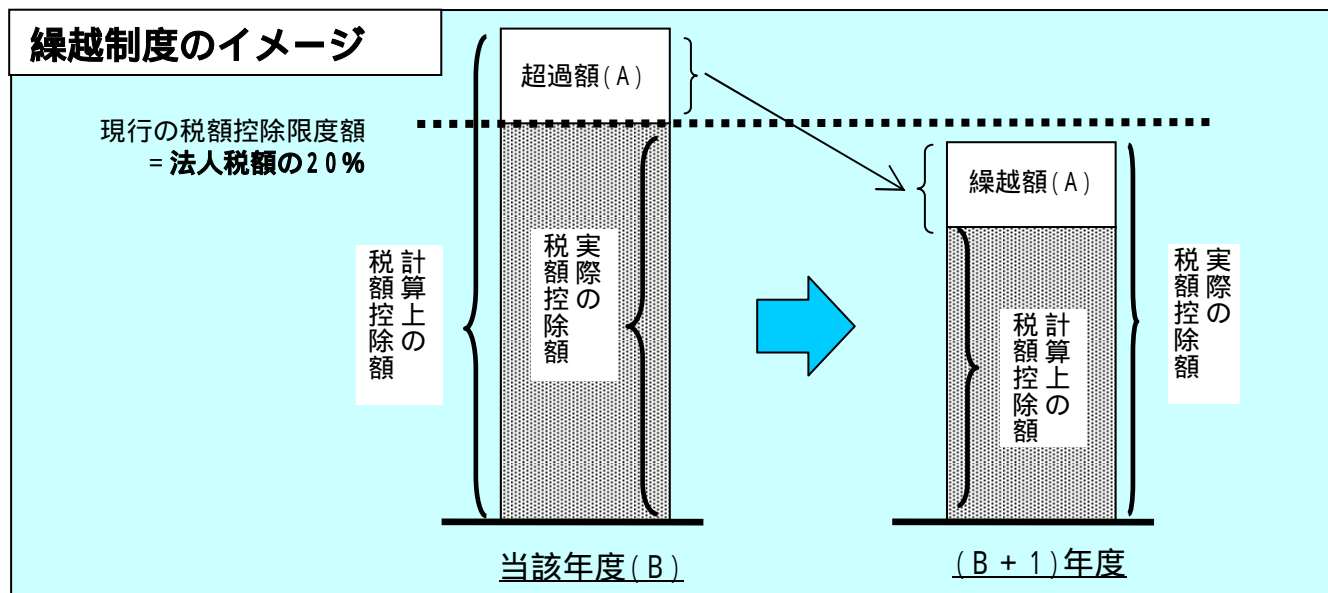
【減税額】 3,000万円（リース費用総額）× 42% × 10%（税額控除率） = 126万円

(3) 適用期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得または賃借した資産について適用

(4) 税額控除額の上限について

税額控除額は法人税額の20%を上限。ただし、超過分については1年に限り繰り越すことが可能



5. 税制適用を受けるための留意点

- ・ 自社で製作したのも対象となります。
- ・ 中古品・再リースは対象となりません。
- ・ 国内にある当該法人の営む事業の用に供することが必要です。
- ・ 設備を設置しただけでは、事業の用に供したことにはなりません。
- ・ サーバーの付属装置（補助記憶装置、電源装置）については、サーバーと同時に設置する場合にのみ対象となります。
- ・ ソフトウェアについて、複製して販売する原本、開発研究のものは対象となりません。
- ・ 費用で処理するもの、一括償却資産として3年均等償却を行うものは対象となりません。
- ・ 本税制の適用を受ける設備等については、他の特別償却制度等の適用を受けることができません。

6. 具体例

資本金7億円のA社がY事業年度に社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS 1）	800万円（取得）
【2】クライアントPC（含むOS 1）	400万円（取得）
【3】データベース管理ソフト 1	500万円（取得）
【4】顧客管理システム（自社開発ソフトウェア） 2	2,000万円（取得）
【5】人事管理システム（ソフトウェア） 2 （リース期間4年、年間リース費用100万円）	400万円（リース）

- 1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。
2 「【3】データベース管理ソフト」の機能を利用するもの。

対象設備の判定

- 【1】：「（1）評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」の「取得」として対象設備に該当
【2】×：対象設備ではない
【3】：「（2）評価・認証されたデータベース管理ソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
【4】：「（2）評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
【5】×：資本金1億円超なので「リース」は対象外

税額控除を選択した場合

取得価額の総額【1】+【3】+【4】=3,300万円 3,000万円

$$\begin{array}{l} \Rightarrow 3,300\text{万円} \times 70\% \times 10\% = \text{控除金額 } 231\text{万円} \\ \text{(取得価額)} \qquad \qquad \qquad \text{(税額控除率)} \\ \text{(基準取得価額)} \end{array}$$

⇒ 合計231万円の税額控除が可能

資本金3,000万円のB社がZ事業年度に社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS 1） （リース期間4年、年間リース費用110万円）	440万円（リース）
【2】人事管理システム（ソフトウェア） 2	300万円（取得）
【3】CAD/CAMソフト（ソフトウェア）	100万円（取得）

- 1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。
2 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの。

対象設備の判定

- 【1】：「（1）評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」の「リース」として対象設備に該当
【2】：「（2）評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
【3】×：対象設備ではない。 但し、資本金1億円以下であるため、中小企業投資促進税制の適用可能

税額控除を選択した場合

$$\begin{array}{l} \text{【1】リース費用総額 } 440\text{万円} \quad 420\text{万円} \\ \Rightarrow 440\text{万円} \times 42\% \times 10\% = \text{控除金額 } 18\text{万円} \\ \text{(リース費用の総額)} \qquad \qquad \qquad \text{(税額控除率)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{【2】取得価額 } 300\text{万円} \quad 300\text{万円} \\ \Rightarrow 300\text{万円} \times 70\% \times 10\% = \text{控除金額 } 21\text{万円} \\ \text{(取得価額)} \qquad \qquad \qquad \text{(税額控除率)} \\ \text{(基準取得価額)} \end{array}$$

⇒ 合計39万円の税額控除が可能

7. 対象資産一覧

<p>一 基本システム</p>	<p>イ サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいい、複写して販売する原本及び新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除く。以下この項において同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。） ロ サーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にイに掲げるサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限るとし、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）</p>
<p>二 データベース管理 ソフトウェア</p>	<p>データベース管理ソフトウェア（データベース（数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいう。以下この号において同じ。）の生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアであって、他のソフトウェアに対して当該機能を提供するもののうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）又は当該データベース管理ソフトウェア及び当該データベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア</p>
<p>三 ファイアウォール</p>	<p>ファイアウォールソフトウェア（不正アクセスを制御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を通過させる機能（以下この号において「ファイアウォール機能」という）を有するソフトウェアのうち、インターネットに対応するものをいう。）又はファイアウォール装置（ファイアウォール機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたもの（第一号又は第二号に掲げる減価償却資産と同時に設置するものに限る。）</p>

参考...情報基盤強化税制に関する主な根拠法令条文（一覧）

租税特別措置法

- ・ 第10条の6 ... 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（個人事業者）
- ・ 第42条の11 ... 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（法人）
- ・ 第68条の15 ... 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（法人・連結納税適用の場合）

租税特別措置法施行令

- ・ 第5条の8 ... 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（個人事業者）
- ・ 第27条の11 ... 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（法人）
- ・ 第39条の45 ... 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（法人・連結納税適用の場合）

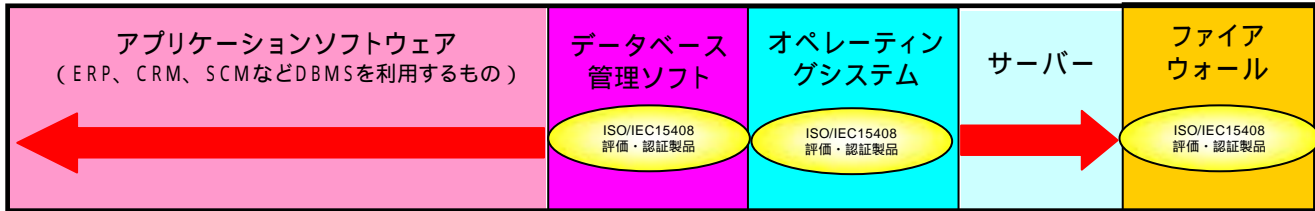
租税特別措置法施行規則

- ・ 第5条の11 ... 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除の対象範囲（個人事業者）
- ・ 第20条の5の2 ... 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除の対象範囲等（法人）

(参考) ISO/IEC15408に基づいた評価・認証の有無と減税対象の考え方

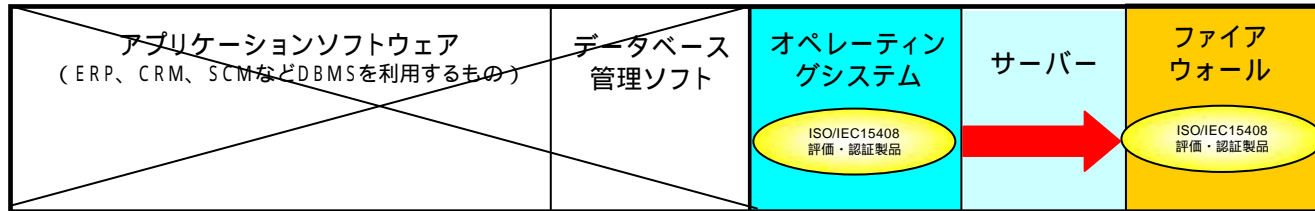
ISO/IEC15408に基づく評価・認証の有無：
 OS（あり）、データベース管理ソフト（あり）、ファイアウォール（あり）
 減税対象：OS、サーバー、DBMSとアプリケーションソフト、ファイアウォール

【イメージ】



ISO/IEC15408に基づく評価・認証の有無：
 OS（あり）、データベース管理ソフト（なし）、ファイアウォール（あり）
 減税対象：OS、サーバー、ファイアウォール

【イメージ】



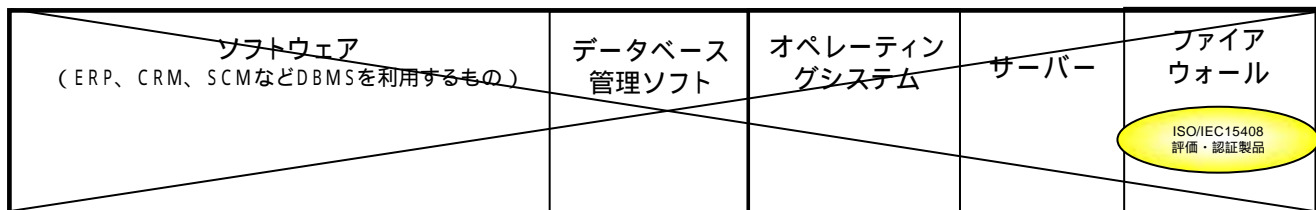
ISO/IEC15408に基づく評価・認証の有無：
 OS（なし）、データベース管理ソフト（あり）、ファイアウォール（あり）
 減税対象：DBMSとアプリケーションソフト、ファイアウォール

【イメージ】



ISO/IEC15408に基づく評価・認証の有無：
 OS（なし）、データベース管理ソフト（なし）、ファイアウォール（あり）
 減税対象：なし

【イメージ】



(参考) 中小企業投資促進税制について

以下のIT関連製品について、資本金1億円以下の法人及び個人事業者等については、中小企業投資促進税制の適用(税額控除7%または特別償却30%、リース投資も税額控除の対象)があります。

制度の詳細については、以下の中小企業庁のホームページにてご確認ください。

(IT関連の対象設備)

- ・電子計算機
- ・デジタル複合機
- ・ソフトウェア(OSやデータベース管理ソフトウェア等を除く)

詳しくは、中小企業庁のホームページをご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/>



METI
Ministry of Economy
Trade and Industry



問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課、情報政策課、情報通信機器課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

03(3501)2646・2964・6944

経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/zeisei/